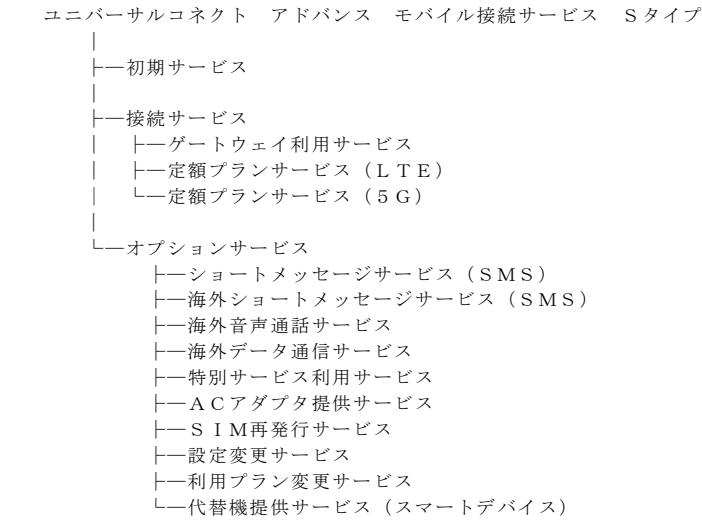


1. ネットワークサービスの実施
当社（以下「乙」という）は、ネットワークの利用者（以下「甲」という）に対し、第4項記載のネットワークサービス（以下「本ネットワークサービス」という）を実施します。

2. ネットワークサービスの概要
本ネットワークサービスは、スマートデバイスおよびSIMを、アクセス回線、アクセスポイント、FENICSネットワークサービス用電気通信回線およびFENICSネットワークサービス用電気通信設備で接続することにより、甲が、スマートデバイスおよびSIMカードを利用したデータ通信または音声通話を利用できるようにするサービスです。



3. ネットワークサービス実施の前提条件
（1）甲と乙との間において「ユニバーサルコネクト アドバンス 基本サービス」（以下「基本サービス」という）および「FENICSビジネスマルチレイヤーコネクト／ビジネスVPNアドバンス／ビジネスVPNプラス／ビジネスVPN／ビジネスIP／ビジネスEthernet」の提供に関するご契約がなされているものとします。
（2）甲は、自己の責任と費用負担で本ネットワークサービスを利用するために必要となる甲設備を用意するものとします。
（3）乙は、甲が本ネットワークサービスを利用するにあたり、ネットワークサービス用電気通信設備の安定稼働のために、本ネットワークサービスにより行われる電気通信を調査することがあります。乙は、帯域を継続的かつ大量に占有する通信手順を用いて行われる乙所定の電気通信を検知し、当該電気通信に割り当てる帯域を制御すること等により、電気通信の速度や通信量を制限することがあります。また、乙は、甲が乙所定の基準を超過したトラフィック量を継続的に発生させることにより、ネットワークサービス用電気通信設備に過大な負荷を生じさせる行為その他その使用または運営に支障を与える場合には、本ネットワークサービスの利用を制限することがあります。
（4）甲は、本ネットワークサービスが、ソフトバンク株式会社（以下「ソフトバンク」という）の定める4G／5G通信サービス契約約款（<https://www.softbank.jp/mobile/legal/articles/>またはその他のソフトバンクの公開ホームページにて掲載される最新の契約約款をいい、以下総称して「ソフトバンク契約約款」という）にもとづき提供されるものであることを承知し、本ネットワークサービスの利用にあたっては、本契約に合わせてソフトバンク契約約款に合意するものとします。なお、本契約とソフトバンク契約約款の内容に相違あるときには、別表において明示される場合を除いて本契約が優先して適用されるものとします。また、甲は、ソフトバンク契約約款がソフトバンクにより随時変更されるものであり、ソフトバンク契約約款の最新の条項は甲の責任において適宜確認する必要があることを予め承知するものとします。
（5）定額プランサービスは、ゲートウェイ利用サービスの実施を前提としたサービスです。ゲートウェイ利用サービスが終了したときには、定額プランサービスは同時に終了します。なお、この場合において、第13項に定める中途解約金が発生するときには、甲はその支払いを免れないものとします。
（6）ゲートウェイ利用サービスおよび定額プランサービスは、乙が甲に対して当該サービスが利用可能となった旨をサービス開始通知書により通知をした日（開通日）より、甲の利用があったものとみなし、従量払利用料金が発生するものとします。

4. ネットワークサービスの内容
（1）初期サービス
乙は、甲が次号のサービスを利用できるようにするために、FENICSネットワークサービス用電気通信設備およびFENICSネットワークサービス用電気通信回線に対して、乙所定の準備作業を行います。
（2）接続サービス
乙は、ソフトバンク株式会社（以下「ソフトバンク」という）の提供する「Softbank 4G LTE」または「Softbank 5G」をアクセス回線として、以下のサービスの全部または一部を継続的に提供します。
a. ゲートウェイ利用サービス
乙は、FENICSネットワーク用電気通信回線をSoftbank 4G LTE網または5G網と甲専用の閉域ネットワークで接続し、甲が乙の専用ゲートウェイに接続して本ネットワークサービスを利用できる環境を提供するものとします。Softbank 4G LTE網または5G網と閉域ネットワーク間の帯域は、10Mbps／30Mbps／50Mbps／100Mbps／200Mbps／300Mbpsのいずれかとします。
b. 定額プランサービス（LTE）
ア.乙は、甲に対しスマートデバイス（乙所定の機種に限る）およびSIMカードを貸与します。
イ.乙は、ソフトバンクの提供するSoftbank 4G LTE網をアクセス回線とし、符号伝送可能な電気通信回路を用いてネットワークサービスを提供します。通信速度は、別途ソフトバンクが定める内容（<https://www.softbank.jp/support/faq/view/10993>）に準ずるものとし、送受信時の技術規格上の最大値であり、実際の通信速度を示すものではありません。また、ベストエフォート方式提供のため、実際の通信速度は、通信環境やネットワークの混雑状況、ご利用端末により変化します。なお、特定のSIMカードにかかる通信量が上り下り合わせて、選択されたプランで定められた容量を超えた時点で、当該特定のSIMカードにかかる通信速度は、その月末まで、上り下り共に最大128Kbpsに変更されるものとします。

品 目	内 容
5GBプラン （SIM利用タイプ）	特定のSIMカードにかかる通信量が上り下り合わせて5GBまでデータ通信が利用可能なプラン。SIMカードのみの提供です。
20GBプラン	特定のSIMカードにかかる通信量が上り下り合わせて20GBまでデータ通信が利用可能なプラン。SIMカード

(S I M利用タイプ)	のみの提供です。
5 0 G B プラン (S I M利用タイプ)	特定のS I Mカードにかかる通信量が上り下り合わせて5 0 G Bまでデータ通信が利用可能なプラン。S I Mカードのみの提供です。

c. 定額プランサービス（5 G）

ア. 乙は、ソフトバンクの提供するS o f t b a n k 5 G網をアクセス回線とし、符号伝送可能な電気通信回路を用いてネットワークサービスを提供します。通信速度は、別途ソフトバンクが定める内容(h t t p s : / / w w w . s o f t b a n k . j p / s u p p o r t / f a q / v i e w / 1 0 9 9 3) に記載のとおりとし、送受信時の技術規格上の最大値であり、実際の通信速度を示すものではありません。また、ベストエフォート方式提供のため、実際の通信速度は、通信環境やネットワークの混雑状況、ご利用端末により変化します。なお、特定のS I Mカードにかかる通信量が上り下り合わせて、選択されたプランで定められた容量を超えた時点で、当該特定のS I Mカードにかかる通信速度は、その月末まで、上り下り共に最大1 2 8 K b p s に変更されるものとします。

品 目	内 容
5 0 G B 音声付きプラン (D I G N O B X 2)	特定のS I Mカードにかかる通信量が上り下り合わせて5 0 G Bまでデータ通信が利用可能なプラン。ソフトバンクが別途指定、公表する番号（以下「特別ダイヤル」という）への通話を除き、音声通話は月額料金で定額とします。ショートメッセージサービスを利用可能です。 本プランにて提供するスマートデバイスの仕様については、別途ソフトバンクが定める内容(h t t p s : / / w w w . s o f t b a n k . j p / b i z / m o b i l e / l i n e u p / s m a r t / d i g n o - b x 2 / s p e c s /) に記載のとおりとします。

イ. 乙は、乙の認める範囲に限り、甲からの申告に応じてスマートデバイスの修理を実施します。なお、甲は、当該スマートデバイスを故意に破損した場合、別途修理代金を乙に支払うものとします。

ウ. 乙は、甲からの申告に応じてスマートデバイスの電池パックを交換するものとします。なお、甲は、当該交換が本ネットワークサービス開始または前回の交換から1 2 か月が経過しないときは、別途交換費用を乙に支払うものとします。

(3) オプションサービス

前号b. のS I M利用タイプをご契約の場合は、本号オプションサービスa. b. d. e. のご契約が必須です。

前号c. の5 0 G B 音声プラン（D I G N O B X 2）をご契約の場合は、本号オプションサービスa. b. c. d. e. のご契約が必須です。

a. ショートメッセージサービス（SMS）

甲は、国内においてショートメッセージサービスを利用できるものとします。（受信は無料となります。）

b. 海外ショートメッセージサービス（SMS）

乙は、甲に対し、海外においてショートメッセージサービスを提供するものとします。（受信は無料となります。）

c. 海外音声通話サービス

乙は、甲が海外において通話（発信・着信ともに料金が発生）した場合、各国の海外通話料に基づく利用料金を、甲より収受するものとします。

d. 海外データ通信サービス

乙は、甲が海外においてデータ通信をした場合、利用料金を、甲より収受するものとします。

e. 特別サービス利用サービス

乙は、甲が、別途、特別ダイヤルの音声通話ならびにソフトバンクが別途定める特定の支払サービスを利用した場合、利用料金を甲より収受するものとします。

f. A C アダプタ提供サービス

乙は、甲からの申告にもとづき、乙指定のA C アダプタを提供します。

g. S I M再発行サービス

乙は、甲が乙から貸与されたS I Mカードを損壊もしくは紛失した場合、またはP I Nロックした場合には、甲の申し入れにより代替のS I Mカードを再発行します。

h. 設定変更サービス

乙は、甲が本ネットワークサービスの利用にあたり、D N S やブールアドレスの設定変更などをする場合に、甲が当該変更後も本ネットワークサービスを継続して利用できるようにするために所定の作業を実施します。

i. 利用プラン変更サービス

乙は、甲が同一プラン内の容量プランを変更して利用するための、プラン変更を実施します。

j. 代替機提供サービス（スマートデバイス）

乙は、乙が貸与したスマートデバイスに紛失・盗難（以下「紛失等」という）が生じた旨の通知を甲から受けた場合、甲に代替機を提供するものとします。本サービスの利用料金は、甲が本ネットワークサービス開始または前回の紛失等から半年を経過して代替機の提供を受ける場合、無償とし、半年以内に代替機の提供を受ける場合、1 台あたり5 0 , 0 0 0 円とします。ただし、半年以内に初期不良により代替機が提供される場合はこの限りではないものとします。

5. 提供区域

本ネットワークサービスにおけるアクセス回線の提供区域は、ソフトバンクの「S o f t B a n k 4 G L T E」または「S o f t B a n k 5 G」の提供区域に準ずるものとします。

6. 接続サービス提供時間帯

本ネットワークサービスにおけるサービスの提供時間帯は、2 4 時間3 6 5 日とします。ただし、ネットワークサービス規約に基づき、乙は、接続サービスの提供を中断することができるものとします。

7. 接続サービスサポート受付時間帯

本ネットワークサービスにおける接続サービスのサポート受付時間帯は、2 4 時間3 6 5 日とします。

8. 接続サービスサポート対応時間帯

本ネットワークサービスにおける接続サービスのサポート対応時間帯は、月曜日から金曜日まで（祝日および乙の指定する休業日を除く）の9 時から1 7 時3 0 分までとしますが、利用停止に関する対応サポートは2 4 時間3 6 5 日とします。ただし、アクセス回線のサポート対応時間帯は、ソフトバンクのサポート対応時間帯に準ずるものとします。

9. 料金月

本ネットワークサービスにおける料金月は、毎月末日締めとし、当月1 日から当月末日とします。

1 0. 本ネットワークサービスの適正利用

乙は、甲が本ネットワークサービスの利用にあたり、ソフトバンクのサーバ、電気通信設備等に過大な負荷を生じさせる行為（当該行為を行うための準備

を含む）を行った場合、本ネットワークサービスの提供を停止し、または本ネットワークサービスを解約することができるものとします。

1 1．留意事項

- 甲は、本ネットワークサービスを利用するにあたり、以下の事項についてあらかじめ了承するものとします。
- (1) 乙は、甲からの申請に基づき本ネットワークサービスの全部または一部を中止しますが、甲からの申請後、即座に中止または再開ができない場合があります。なお、乙は本ネットワークサービスを即座に中止または再開できなかったことにより甲に生じた損害について責任を負わないものとします。
- (2) スマートデバイスの利用管理にあたり、以下の事項について遵守することとします。
- a. 取扱説明書（乙の個別の指定がある場合、これを含む）を遵守すること
 - b. 善良なる管理者の注意義務をもって管理・使用すること
 - c. 改造を行わないこと
 - d. あらかじめ同梱されていたSIMカード以外を挿入し、利用しないこと
 - e. 貼付されているシール等の表示を除去・汚損しないこと
 - f. 紛失等または破損が生じた場合に、直ちに乙にその旨を通知すること
- (3) SIMカードの利用管理にあたり、以下の事項について遵守するものとします。
- a. 善良な管理者の注意をもって管理・使用すること
 - b. 本サービスで提供されるスマートデバイス以外に挿入し、利用しないこと
 - c. 紛失等または破損が生じた場合に、直ちに乙にその旨を通知すること
- (4) 甲は、接続サービスのサービス終了後4週間以内に、乙より貸与されたスマートデバイスおよびSIMカードを返却するものとします。また、返却にあたっては、別途乙が定めるスマートデバイスのデータ初期化をしたうえで返却するものとします。なお、乙は、スマートデバイスが初期化されなかったことにより、当該スマートデバイス内に情報が残っていた場合、それらの情報の漏えい等についての一切の責任を負わないものとします。
- (5) 乙は、甲が当該スマートデバイスを期間内に返却しない場合、損害金(1台につき50,000円)を請求できるものとします。また、甲が当該期間内に返却した当該スマートデバイスが初期化されていなかった場合も同一とします。
- (6) スマートデバイスの返却に際して付属品が付帯していた場合、その所有権は乙に属するものとします。
- (7) 返却したスマートデバイスが故障していた場合、当該スマートデバイスの修理費用を請求する可能性があり、甲は乙の請求に従い修理費用を支払うものとします。
- (8) 甲によるスマートデバイスの使用または管理に起因するいかなる損害についても、乙は責任を負わず、甲の責任と費用負担で解決するものとします。
- (9) 電池パック内蔵のスマートデバイスにおいて、電池パック交換の申告を受けた場合であっても、原因やその故障の状況によっては、故障扱いとなることとします。
- (10) 乙は、代替機の提供において、従前のスマートデバイスと異なる機種を提供する場合があります。
- (11) 乙は、事前の予告なしに、本サービスにおける定額プランサービスの追加提供を終了することがあります。

1 2．サービス実施期間

利用規約の定めにかかわらず、定額プランサービスの基本実施期間は回線ごとに定めるものとし、乙が甲に対して別途回線ごとに通知するサービス開始日から2年間とします。ただし、基本実施期間満了の50営業日前までに甲からの書面による別段の意思表示が無い場合は、引き続き同一条件をもって、基本実施期間は、さらに2年間自動的に継続延長されるものとし、以後もまた同様とします。

1 3．中途解約金

- (1) 利用規約の定めにかかわらず、甲がゲートウェイ利用サービスを、乙が甲に対して別途通知するサービス開始日が属する月の翌月末までに解約する場合、または甲がゲートウェイ帯域をサービス開始日から1か月末未満で減速させた場合は中途解約料金が発生します。中途解約料金は、ご契約プランにより異なります。甲は、解約日の50営業日前までに解約する旨を乙に通知し、中途解約日までに、乙に中途解約料金を支払うものとします。なお、中途解約料金は、ソフトバンクの都合で変更となる場合があり、ソフトバンクの都合で中途解約料金が変更となった場合には、甲は、変更後の中途解約料金を乙に支払うものとします。
- a. サービス実施開始日より2年間を経過するまでの間に解約する場合、中途解約料金は、基本実施期間の残月数に、当該中途解約により終了するゲートウェイ利用サービスの月額利用料金を乗じて得られる額とします。
 - b. サービス実施開始日より2年間を経過した日以降に解約する場合、中途解約料金は、発生しません。

品 目	金 額
10Mbps利用プラン	10,000円
30Mbps利用プラン	30,000円
50Mbps利用プラン	50,000円
100Mbps利用プラン	100,000円
200Mbps利用プラン	200,000円
300Mbps利用プラン	300,000円

- (2) 利用規約の定めにかかわらず、甲が定額プランサービス（LTE）および定額プランサービス（5G）における回線の全部または一部解約する場合、更新月（基本実施期間満了の翌月）に解約する場合を除き、中途解約料金が発生します。中途解約料金は、解約する時期により異なります。甲は、解約日の50営業日前までに、解約する旨を乙に通知し、中途解約日までに、乙に中途解約料金を支払うものとします。なお、中途解約料金は、ソフトバンクの都合で変更となる場合があり、ソフトバンクの都合で中途解約料金が変更となった場合には、甲は、変更後の中途解約料金を乙に支払うものとします。
- a. サービス実施開始日より2年間を経過するまでの間に解約する場合、中途解約料金は、基本実施期間の残月数に、当該中途解約により終了する回線に対応する定額プランサービスの月額利用料金を乗じて得られる額に1回線あたり10,000円（消費税等相当額別）を加えた額とします。
 - b. サービス実施開始日より2年間を経過した日以降に解約する場合、中途解約料金は、1回線あたり10,000円（消費税等相当額別）とします。

1 4．免責事項

本サービスの提供の義務は接続サービス提供開始時に乙が別途定める機器および当該機器に対応するOS（以下あわせて「対応機器等」という）に対してのみに限られるものとし、乙は甲が対応機器等を変更したことによって本サービスの提供ができない場合についてはいかなる法律上の責任も負わないものとします。

1 5．品目一覧

本ネットワークサービスにおける品目は、以下のとおりとします。

品 目	型 名	備 考	支払種別	単 位
モバイル接続サービス Sタイプ 端末レンタル 初期費（スマートデバイス）	NS2E302S		従量料金制（従量払）	回線

モバイル接続サービス Sタイプ S I M利用型初期費	N S 2 E 3 0 3 S		従量料金制（従量払）	回線
モバイル接続サービス Sタイプ L T E 5 G B（S I M）利用料	N S 2 E 3 0 3 G	S I Mカード貸与。 通信料上限：5 G B	従量料金制（従量払）	回線
モバイル接続サービス Sタイプ L T E 2 0 G B（S I M）利用料	N S 2 E 3 0 4 G	S I Mカード貸与。 通信料上限：2 0 G B	従量料金制（従量払）	回線
モバイル接続サービス Sタイプ L T E 5 0 G B（S I M）利用料	N S 2 E 3 0 5 G	S I Mカード貸与。 通信料上限：5 0 G B	従量料金制（従量払）	回線
モバイル接続サービス Sタイプ 5 G 5 0 G B音声付(D I G N O B X 2) 利用料	N S 2 E 3 1 7 G	スマートフォン(D I G N O B X 2) 貸与 通信料上限：5 0 G B S M S送受信、音声通話が可能。	従量料金制（従量払）	回線
モバイル接続サービス Sタイプ ゲートウェイ 初期費	N S 2 E 3 0 1 S		従量料金制（一括払）	式
モバイル接続サービス Sタイプ ゲートウェイ 1 0 M b p s 利用料	N S 2 E 3 0 6 G		従量料金制（月額払）	式
モバイル接続サービス Sタイプ ゲートウェイ 3 0 M b p s 利用料	N S 2 E 3 0 7 G		従量料金制（月額払）	式
モバイル接続サービス Sタイプ ゲートウェイ 5 0 M b p s 利用料	N S 2 E 3 0 8 G		従量料金制（月額払）	式
モバイル接続サービス Sタイプ ゲートウェイ 1 0 0 M b p s 利用料	N S 2 E 3 0 9 G		従量料金制（月額払）	式
モバイル接続サービス Sタイプ ゲートウェイ 2 0 0 M b p s 利用料	N S 2 E 3 1 0 G		従量料金制（月額払）	式
モバイル接続サービス Sタイプ ゲートウェイ 3 0 0 M b p s 利用料	N S 2 E 3 1 1 G		従量料金制（月額払）	式
モバイル接続サービス Sタイプ S M S送信料（国内）	N S 2 E 3 1 2 G	（参考）3 円／7 0 文字	従量料金制（従量払）	式
モバイル接続サービス Sタイプ S M S送信料（海外）	N S 2 E 3 1 3 G	（参考）1 0 0 円／7 0 文字	従量料金制（従量払）	式
モバイル接続サービス Sタイプ 海外通話料	N S 2 E 3 1 5 G	海外での通話料	従量料金制（従量払）	式
モバイル接続サービス Sタイプ 海外データ通信料	N S 2 E 3 1 4 G		従量料金制（従量払）	式
モバイル接続サービス Sタイプ 特別サービス利用料	N S 2 E 3 1 6 G		従量料金制（従量払）	式
モバイル接続サービス Sタイプ A Cアダプタ 提供費	N S 2 E 3 0 7 S		従量料金制（従量払）	式
モバイル接続サービス Sタイプ S I M再発行費	N S 2 E 3 0 4 S	S I Mカードの再発行	従量料金制（従量払）	式
モバイル接続サービス Sタイプ 設定変更費	N S 2 E 3 0 6 S		従量料金制（一括払）	式
モバイル接続サービス Sタイプ プラン変更費	N S 2 E 3 0 5 S		従量料金制（従量払）	式
モバイル接続サービス Sタイプ 代替機提供費	N S 2 E 3 0 8 S		従量料金制（従量払）	式

[変更内容]
（2023年3月31日）本別表を適用します。

[凡例]
本別表では、以下の略称を用いています。

略 称	名 称
L T E	L o n g T e r m E v o l u t i o n
S M S	S h o r t M e s s a g e S e r v i c e
S I M	S u b s c r i b e r I d e n t i t y M o d u l e
P I N	P e r s o n a l I d e n t i f i c a t i o n N u m b e r
G B	G i g a B y t e
M b p s	M e g a b i t s p e r s e c o n d
K b p s	K i l o b i t s p e r s e c o n d

以 上

別表No. N 0 2 3 D